

2013 年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	古積 健三郎		
NAME	Kenzaburo Kozumi		

1. 研究課題

（和文）判例に現れる入会慣習ないし入会団体の変化について

（英文）Transformation of common groups and their customs

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

（和文）従来、入会権の性質は、実在的総合人である部落集団による土地の総有的支配と解され、このような権利を消滅させる処分は、慣習上、部落構成員の全員の同意を要すると考えられてきた。以前の裁判例も、おおむねこのような理解を支持してきたと思われる。ところが、最近では、入会団体を権利能力なき社団と位置づけたうえで、これをめぐる法的紛争を解決している判例が目立ってきている。本来、権利能力なき社団とは、個々の構成員から切り離された独立した団体であり、上記の古典的な入会集団とは異なる性質を有している。このため、筆者は、従前に入会集団やその慣習が生活環境の変化に伴い変質してきているのではないかと考え、主要な裁判例を検討することにした。1年目は主として裁判例の資料等を収集・分析し、2年目にはそれに基づく理論的探究を進めるとともに、この問題に関して特に重要な事案である山口県上関町の入会裁判に焦点を当て、係争地を確認するとともに、紛争の関係者に可能な限りで聞き取りの調査を行った。

その結果、地域住民の意識等も照合すると、とりわけ構成員の関心が薄らいでいる土地については、従前に入会権のごとく、各構成員が直接に入会地に対して権利を有しているというよりも、むしろ、それとは切り離された団体自体が土地を所有していると捉えるのが自然であり、その団体の性質はいわゆる権利能力なき社団に接近し、土地の処分については多数決の原理が新たな慣習となっているとの結論に至った。

（英文）This study handles rights of common. Before common groups could never dispose of their own lands without unanimous decisions. It was based on their customs. But nowadays it seems likely that the majority decision is becoming the new custom governing common groups because of change of their living environment. In order to confirm such new phenomena, I have researched some cases of common rights, especially one at Kaminoseki in Yamaguchi. In this case we can find transformation of common groups.

4. おもな発表論文等（予定を含む）

<p>【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）</p> <p>古積健三郎、入会権の変容について、法学新報、査読なし、122巻1・2号公刊予定</p>
<p>【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）</p>
<p>【図 書】（著者名、出版社名、書名、刊行年）</p>
<p>【その他】（知的財産権、ニュースリリース等）</p>